

平成15年10月16日

第4回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:35)

森田会長 よろしゅうございますか。少し定刻は過ぎましたけれども、皆さんおそろいになったようですので、第4回の「文の京」の区民憲章を考える区民会議を開会いたします。

最初に委員の出欠状況について、事務局の方からご報告をお願いします。

久住幹事 改めまして、皆さんこんばんは。よろしくお願いいたします。

本日、今井委員、山田委員、伊藤委員がご都合により欠席ということでご連絡をいただいております。

また、本日の席順でございますが、前回同様ランダムになるように事務局の方で設定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

森田会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、お手元の次第に基づいて議事を進めてまいりたいと思います。

まず、2番目の、第3回「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

久住幹事 会議録につきましては、10月8日に皆様方の確認の訂正を締め切りといたしまして、案をお送りいたしました。訂正を行ったものを、10月14日から2階の行政情報コーナーの方に配置しております。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、次第3の第3回区民会議の発言要旨について、これも事務局からご説明をお願いいたします。

久住幹事 資料第8号をごらんください。

こちらの資料は、9月11日の会議で委員の皆さんからいただきました、区民憲章の個別論点についてのご意見等をまとめたものとなっております。こちらの資料につきましても、10月8日までにご確認をいただいている資料でございます。

こちらの内容につきましては、後ほど説明いたします資料の第9号に盛り込んでいるものでございますので、ご確認をください。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、次の次第の4の区民憲章策定についての区民周知について。これも事務局からご説明をお願いいたします。

久住幹事 それでは、資料集の参考資料の5及び参考資料の6となっているものをごらんいただければと思います。

参考資料の5ですが、これまで6月20日に第1回の区民会議が開催されたのを契機に、区民チャンネル、CATV等で区民憲章のことについて説明をしてまいりました。それと同時に、区民の皆さんに区民憲章を周知して、より多くのご意見をいただけるように、事務局の方で町会、自

治会、それから民生・児童委員さん、地域で活動されている団体の皆様に、前回お示しいたしましたこちらのピンク色のチラシをお配りしてご説明をまいりました。参考資料の5はその活動を一覧にしたものでございます。

それで、活動の中で、下の黒線で囲ってあるところでございますが、説明会の中で主な意見として出されたことについて、7点ほどお示ししてございます。

番 番 番はよくあった質問なのですが、一番多かったのが、検討の段階から住民の意見を聞くことはいいことなただけけれども、ある程度形が見えた段階でないとなかなか意見は出しにくいということで、ぜひ中間報告といったものを出した後に、ちゃんと意見を聞いてもらった方がいいということで、これまで、予定を含めまして22回ほど周知の機会を持っているんですけども、なかなかご意見等を今までいただいているものから、こういった意見が代表されているものなのかなということで実感をしてございます。

それから資料の第6号ですが、資料第5号の下の方に、第三中学校の出前事業ということで書いてございます。区立の第三中学校の特別授業ということで、2時間の時間をいただきまして、区民憲章について、地方分権を含めてお話をさせていただきました。その中で、「文京区はどのような町になったらよいと思いますか」「そのために私たちはどうしたらよいと思いますか」ということで、中学三年生の方にご意見をいただいたものを、主だったところをこちらの方でまとめた意見ですので、会議のときの参考にさせていただければと思っております。

中学生の方からでは、いろいろ環境等の勉強をされているようで、ごみのばい捨ての問題、それからバリアフリーの問題等、自分たちも何かまちづくりについて、積極的にかかわっていかねばいけないのかなというようなご意見をいただいております。

以上でございます。

森田会長 どうもありがとうございました。

この中学生のご意見は、大変立派なものが見られるような気がいたします。参考になります。

それでは、次に、第3回会議までに出されました傍聴者のアンケートの内容について、事務局からご報告をお願いいたします。

久住幹事 前回ご指摘がありましたように、傍聴者からのアンケートについても公開をということで、本日まで3人の方からアンケートをいただいております。配付はしていませんが、主だったところをこちらからお話しをさせていただいてご報告にかえたいと思っております。

お一人の方は、会議全般的に全員の発言があったように思うということですが、研究会報告が中心にならないような検討をお願いしたいというご要望をいただいております。

それからもう一方ですが、ガバナンスが区民のだれにもよく理解できるような、ビジュアルなデザインを考えたいということで、区立の図書館や生涯学習センター等の施設内に資料・情報コーナーをつくって、だれでももっと区民に広く知れ渡るように工夫をしたい。区内学校での学習

やPTA会等で実効も必要ではないかというご意見をいただいております。

もう一方ですが、区民憲章なので、大まかなことを決めるのだとは思いますが、本当に今後の使い方が重要だと感じましたということで、3人の方から、今までご意見をいただいておりますので、ご報告申し上げておきます。

以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

続きまして、前回までの検討結果などを受けまして、事務局の方で具体的な検討資料を作成していただいております。

それでは、その次第の5に当たりますけれども、区民憲章に盛り込む内容について、これについての事務局からのご説明をお願いしたいと思います。

久住幹事 そうしましたら、資料の第9号をご覧くださいと思います。

本日席上に、資料第9号を配付させていただいております。これは、事前にご覧いただくようにということで、ご自宅の方に郵送させていただきました資料と同じものがございますので、必要でないという方は、情報公開の方の資料にさせていただきますので、お帰りのときにでも置いていただければと思っております。

こちらの資料第9号ですが、区民憲章の研究会を報告書に沿って項目立てをしてあります。項目ごとに、これまで出された皆様のご意見をまとめて示し、主な意見を抜粋して、最初にゴシックで示してあるものです。

おめくりいただきまして、2ページを見ていただければと思いますけれども、四角が2つありまして、最初、区民等の意見ということで、皆様方から出た意見の主な共通すると思われるもの、もしくは共通するものがない場合については、さまざまな意見ということで、事務局の方で作成させていただきました。

それからその下に書いてある項目の内容ということにつきましては、こちらの項目であればこのような内容が考えられるのではないかというようなことでお示しをしております。

それから、枠で囲ってございません区民会議委員の意見ということですが、これまで出されました資料5号、6号、7号、8号の意見として、こちらの方に再掲をしております。

それから10ページを見ていただければと思いますが、今ご説明したような形で資料をつくってあるんですが、10ページ以降は、参考といたしまして、ニセコ町、それから杉並区の関係すると思われる条文について、下にお示しをしております。

それから最後ですけれども47ページ、一番後ろ、その他の項目として規定すべきものではないかということでご意見を3点ほどいただいておりますので、1ページに書いてございます項目以外では、こういったものを検討するのではないかということでのご意見をいただいたものを、こちらの方にまとめた資料となっております。

それから、資料の方の関連で、参考資料7ということでご説明をさせていただきます。

前回菅沼委員からご指摘がありました、文京区の条例の中で関係する条例についてやはり検討するべきではないかというご指摘がございましたので、文京区の条例集の中で、各主体の責務等を規定した文京区の条例についての一覧でございますので、例えば区民の責務等、基本的な責務等が書いてあるものについて抜粋してございます。後でご参考にしていただければと思っております。

以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

続けているいろいろな資料などの説明がございましたけれども、それについて何かご質問等ございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、それでは具体的な内容の検討の方に入っていきたいと存じます。

それでは、ただ今事務局の方から、検討の段階では意見を出すことは難しい。ある程度形が見えてきた段階で意見を出す方がいい。検討の段階では具体的な意見を出すことはなかなかしにくいといった、区民の方からのご意見の紹介がございました。やはりある程度報告書の形ができないと、これは意見を言っていたくと言いましても、なかなか言いにくいのかなという気がいたしますし、また意見をどう取り入れるかというのも難しいかなという気がいたします。そこで、報告書のひな形をお示しして、それに対して区民の方の意見を聞くという形の方がより多くの区民の方のご意見を反映した区民憲章を策定できるのではないかと考えているところでございます。

そこで、区民会議のまとめの作成ということも視野に入れまして、検討を進めてまいりたいと考えているわけでございますが、資料第9号の1の前文の方から、最後のその他の項目として規定すべき事項まで、太字で書いてあるところだけでも20項目、さらに米印が2つという長いものでございます。

そこで、きょうはこれをどういうふうにご議論いただくかということですが、どなたかこうしたらいいのではないかと、あるいは大体今回と次回の2回か、あるいはもう1回ぐらいをかけてもいいのかもしれないけれども、それくらいで少しまとまりなり、骨組みないし何なりを出していければと思っております。まずそういうことでよろしいかというのと、審議の仕方、進め方についてこうしてはどうかというようなご提案でもございましたら伺っておいた方がいいかと思っております。これもいきなり伺ってもなかなか難しいと思っております、やはり専門家の方はいかがでしょうか。副会長に、もし何かご提案がございましたら、サジェスチョンしていただけると助かります。

斎藤副会長 それでは、前回、前々回でのここでの議論、それから紙で出していただいたものもありますが、この9の目次を見ていただきますと、森田会長の方からも指摘がありましたよう

に、非常に広範囲で、集中して議論すべきところと、より技術的なところがあります。そして前回、前々回、紙で出していたものも含めて、ある程度意見が出てきているところもあれば、そうでないところもあります。

そこで私が今考えますのは、きょうを入れて2回、あるいは場合によって3回ということであり、大きな枠組みとしては、今回は基本理念、それから区民、コミュニティ、非営利団体、事業者の権利、役割・責務という、2、3、4、5、6と、そのあたりをまず中心にご意見をいただくと。そしてその後で行政としての区の責務、このあたりは事務局の方のつくった資料でも、意見、あるいは項目内容で、なお意見が抽出できていない部分ですので、そこを議論していただく。行政ないし、まさにこの建物で仕事をしている人々の観点でどういうことを規定すべきかという後半部分ですね。7以下の部分になります。そしてその7以下の部分は、具体的には10以下で行政手続等、既に前回、前々回で議論がある程度出ている部分もありますので、そこは繰り返しのならないようにしながら議論するということだと思えます。

例えば総則の中の定義規定というようなものは、それぞれ3以下の区民、コミュニティ、非営利団体の権利、役割というようなものをどう考えるかというのが詰まってくれば、おのずとできてくる問題ですので、定義のような細かいことは今回扱わないでもいいのではないのでしょうか。

それから、2の基本理念を最初にやってはどうかと提案いたしましたが、この基本理念についても、抽象論で議論していても時間が余りございませんから、ここに出ていることを参照しながら、議論できることがあれば議論して、3の区民の権利以下の方に議論を進めたい。もちろん最初の基本理念について議論をいただく場合に、その部分だけでは何のことかわからないというのでありますと、どういう目的を設定するかということは基本理念と密接にかかわりますので、ここも参考にさせていただきながらご意見をお互いに出し合っただけであればと思います。一応そのように考えました。

森田会長 ありがとうございます。

今のご提案は大変具体的でわかりやすかったのですが、確認させていただきたいのは、最初に基本理念と、次の3から6までというのは、これは言うなれば広い意味での区民というか、区を構成するいろいろな主体といいましょうか、そういう人たちといいですか、そういうグループで一つ、まとめるという趣旨でございますね。

その次の7以下は、いわゆる区役所とか区と、これは日本語でいい言葉がなかなかないんですけども、英語で言うとガバメントとわかりやすくなります。そうした行政、議会も含めて、広い意味での行政の主体とです。その後、区民との関係のようなものが入ってくるという整理の仕方というふうに理解してよろしいわけですね。

斎藤副会長 はい。

森田会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、きょうはそういう意味で言いますと、最初の基本理念のところと、区民初め、事業者もですか、そうした要素について、少し議論を進めるという形でご議論いただければと思います。あとは余り司会者の方で誘導するのもいかがかと思しますので、どうぞご自由にご発言いただければと思いますが。この部分、最初の区民の方の権利につきましては、読むのが大変なくらいたくさんご意見が出たところだと思いますので。

どなたか口火を切っていただけませんか。

吉田委員 吉田でございます。

私はこの理念のところ、最初に発言したのは、要するに区政そのものの理念なのか、あるいは運営ルールというか、そういう意味での理念的なものなのかということ、最初に発言したかったものですが、私の考えで言えば、ここにはできる限り、やはり区政そのものの理念的なものを盛り込めないかなという気がしております。

それで、これは私の発言を抜粋されたのだと思うのですが、「文の京」の基本構想の中からその理念を持ってくればいいんじゃないかということが書かれてあったと思うのですが、実は私、その前段を発言して、こう言っただけ失礼ですが、「文の京」の基本構想の中には、理念と言えるものは残念ながらはっきり出てはいないんじゃないだろうかということ、言っておりまして、そういう意味では、ここの場で新しい理念というか、それを盛り込まないといけないということにもなるのかもしれないですが、私は文京区というのはやはり歴史であり、文化であり、大学を初めとする智の集積というか、そういうところが特色だと思っていますので、こういったこれまでの歴史的なもの、それから、それがこれからの未来発展にどのようにつながっていくのかというところをうまく文章化できないかなというふうに思っています。

とりあえず以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

今、資料が配付されている、基本構想の理念の中に4つ項目が上がってございますね。こちらの「文の京」の区民憲章の作成に向けてという研究会報告書ですと、12ページの上の方に項目だけ上がっております。

こちらの緑色の基本構想の方の冊子で言いますと8ページから、項目それぞれに、もう少し具体的な説明が加えられているかなと思いますけれども、こういう事柄ということ、想定されていたでしょうか。

今の段階では、なかなかこういう理念をいきなり文章で書くというのは大変難しいので、ここにまさに基本構想で4つ上がっておりますけれども、個人の尊厳の尊重であるとか自立支援、対等な関係と協力、区民参画というような形で少しキーワードを整理していった方がいいかなと思います。

基本構想の委員会のメンバーでいらっしゃった方も。松本さん、何かコメントをいただけます

か。

松本委員 このときは、本当に物すごい時間と物すごいエネルギーを使っているいろいろな話し合いました。当然今吉田さんがおっしゃったような歴史、文化、緑豊か、文京区らしさを具体的にどうやっていったらいいかということを考え、結局収斂したのは、そういったものを実現させるためにこの4つになりました。これもかなりもめたんです。こうやって書いてあるとどうってことない感じで今私も活字を見ているんですけども。

森田会長 どうぞ、どなたでも。いかがですか。

これまで出てきている言葉だと、研究会の報告書の方で割とキーワードとして使ったのはガバナンスで、協働とか協治とか訳されていますけれども、それを基本理念とするというような考え方もあり得るわけですが、これまた意味が余りはっきりしないとか、余りはっきりし過ぎても理念としてなかなか難しいのかなという気もしますけれども、いかがでございましょうか。

沼沢委員 キーワードを探すという作業が、この基本理念を議論する際の作業的な側面かもしれませんが、この基本構想も言ってみれば自治法に基づいて、基礎的自治体として、言ってみれば区民あるいは議会の議決を経てということですから、区民が行政に対してこういうことをやってくれという、言ってみれば契約関係における仕様書みたいなものなんです。そういう意味では、区民憲章より抽象度の概念的なレベルを比較すると、区民憲章より下位にある、より具体的なものとしては理解できると思うんです。ただ一方で、従来から文京区のこの基本構想の前の基本構想について、区の憲法だという比喩的表現をしていました。それでは、区民憲章ができるなら、これは憲法じゃないのかとか、やや観念的な議論が区役所内部でもあったのですけれども、この基本構想の中で使われている用語であっても、それは区民憲章と重複しても私はいいいのではないかなという気がします。例えば憲法での、日本国憲法の表現が、具体的ないろいろな基本法の中に表現されるということもあるので、それは基本法の目的規定ではなしに、いろいろな表現で重複感があるかもしれません。先ほど前回に菅沼委員から言われた今の区の条例の中でも点検をして、それから何かというような意見がありました。そういう意味ではキーワードの探し方としては基本構想から探してもいいし、区のいろいろな基本的な条例、先ほど説明があった条例から探してもいいのではないかなという気がします。区民憲章は最上位にあるものだから、もうちょっと抽象度の高いもの、例えばガバナンスというのは入れてみたい気持ちはありますけれども、作業としてはそういう作業でもいいのかなという気がしております。

具体的な意見ではなくて、進め方の、キーワードの探し方の一つの提案ということです。

森田会長 ありがとうございます。

これは基本理念というのは、ある程度最初に方向性が見えないと後の議論がしにくいところもあるのですけれども、余りこれを具体的に最初から抽象的に詰めてしまうとなかなか難しゅうございますので、時々振り返りつつまた議論をするという方がいいかと思えますし、少しエンジン



のウォームアップをするまではなかなかお話をしにくいかなと思いますけれども、いかがでしょうか、ほかの方。どうぞ。

菅沼委員 今回の関連なんですけれども、例えば具体的に言いますと、文京区には生活安全条例というものがありません。よその区にはあるんです。こういうのを放っておいていいかどうか。それから基礎的自治体になって、ごみ処理の自区内処理というものの規定によって特別区になっているわけです。そのものが一体これからどうなるのか。そういうものをどんどん制定しておかないと、文京区だけが埋没しちゃうんじゃないかと。そういう気持ちもするので、一言申し述べておきます。

森田会長 今のご提案の趣旨ですけれども、その例えば生活安全条例が必要だという場合に、そうした安全を重視しなくてはいけないということを基本的なキーワードとして考えて理念に入れるということでございますね。

菅沼委員 よその区では、できているところが多いのではないですか。

森田会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかはいかがでございますか。

松本委員 キーワード的にはもうやはり私は文京区らしさを具体的に、先ほど吉田さんがおっしゃった文化、伝統、緑豊かというのは、何としてでも未来につなげていきたいと思います。

それから、特に情報公開ですね。それは、私たち区民が、本当にもっとしっかりしなくちゃいけないなというところが特に強いんですけれども、キーワードでいくと、住民参画とか自立とかそういうことになるのかなと思いました。

森田会長 ありがとうございます。

ほかの方いかがですか。須藤さん。

須藤委員 私個人的には基本理念ですから、やはり基本構想のこれをもとに考えた方がいいんじゃないかと。当たり前のことと言われる方がいらっしゃるかもしれませんが、やはり当たり前のことだからこれが大事なことなので、そのまず基本理念というのは大もとですから、それはやはりしっかり押さえておく必要があるし、そのためには当たり前のことでも、やはりかえって記述としてあった方がいいんじゃないかと私は思うんですけれども。

森田会長 発言のない方、いかがでしょうか。

藤原委員 菅沼委員のご発言についてなんですが、今ない条例は多分たくさんあると思うんですけれども、それをこの基本ルールというか、区政の運営の基本ルールを決める条例に、ないものは全部入れてしまえばいいというのはちょっとどうかなという気がするんですね。それはそれでまたつくるのはいいとして、さっき松本さんもおっしゃったように、本当に基本になることは入れた方が、生活安全というのは基本かもしれないんですが、それはそれでもう一つつくってもいいとは思いますが、全部ないものを入れてしまうというのはちょっと、何かわけがわからな

くなってしまうかなという気がします。

あと、基本構想の理念の中で、多分3番と4番の対等な関係と協力とか区民参画の部分が、こちらの区民憲章の方の理念になるんじゃないかなというふうに思うんですが、その基本ルールを決める条例の最初の部分で基本理念を言う場合に、どこまで区政の方針の部分に入れるのかなというのはちょっと疑問なんです。それでその辺は、だれが考えても本当に自明ということしか入れられない。ちょっと理屈っぽいことをいえば、ガバナンスを決めるわけですから、今後ガバナンスで、どのように基本政策が変わるかもわからないし、余りその自明じゃない部分は入れられないんじゃないかなという気もするんです。

菅沼委員 今私の発言に対して言われたんですけども、要するに区民の憲章を考える会なんだから、何が必要なのかということ議論もしなきゃならない。それから、先ほどの基本理念というのは、何年もかかって考えていただいたわけですから、これはこれでもとにしていくということでもいいんじゃないかと思うんですが。余り理論にとらわれ過ぎると、何かわけわからなくなってくるので、大切なものは一つずつ考えていこうということで検討したらどうかなと思います。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、仲田委員。

仲田委員 このこの囲みの中にもございますけれども、文京区らしさの表現であるとか、「文の京」の明日をつくることに喜びをとということも入っておりますが、文京区らしさと言ったときの中の一つの柱になり得るのかなと思われることは、下段にもあります「文教の府」といわれと、「文化の香り高いまち」と。確かにこれは大きな特色の一つだろうと思うんですけども、前回も、少し申し上げましたが、日本一の教育の町を目指すんだという大きなテーマが掲げられている状況もあり、あすをつくるということは、すなわち次世代につなげていこうじゃないかということでもあります。教育の部分、小学校から中、高、大とありますけれども、そこを見渡したような中で教育と、教育というのはもちろん学力のみならずということでしょうけれども、幅広い意味を含んだ中での教育というものに目を向けた何か一項目入れることは検討されてもよろしいのではないかというような気持ちを持っております。

森田会長 ありがとうございます。

もう少しでこの議論で30分程になりますが、他にございますか。では佐藤さん、どうぞ。

佐藤委員 佐藤です。基本理念として目指すべきところをどこに置くのかということについてはいろいろ議論はあり得るかと思うんですけども、やはり今回区民憲章というのを考えた場合の一つの大きなテーマとしては、手続をどうするかということがあると思うんです。そういった意味で、一番ポイントになってくるのは区民参画ということなのかなと。何を決めるにしても、その区民参画を基本に据えるということが当たり前のようで、これは結構難しい課題ではないかなと思いますので、目指すべきところがどこかということはいろいろ議論はあっていいと思う

んですけれども、プロセスというか手続としては区民参画を中心に据えるということにしたらどうだろうかと思います。

森田会長 ありがとうございます。では吉田さん。

吉田委員 吉田でございます。別な角度でといいますか、ちょっと個人的私情を交えた発言をさせてもらえば、私はもともと北海道の生まれ育ちで、文京区に来て、文京区って何がいいんだというふうに考えたときに、やはり今、確かに松本さんが言われるようにありきたりではないかと言われちゃうかもしれないんですけれども、その北海道にはない、江戸だけでも400年の歴史であるとか、北海道はそれに比べて100年ちょっとかなというところですか、やはり東京大学を初めとするこれだけ大学であったり、振りかえってみればやはり昌平坂学問所でスタートする、この学問と知識の集積というか、こういうものであったり、やはりこれはうらやましいというか、そういう感じがするんです。ですから温故知新と言えばわかりいいのかなと思うんですけれども、これから文京区の未来を考えるとときに、やはり文京区のよさというのは何なんだということ、そこをしっかり固めておくべきなのではないのかなと。理念という何かちょっとかたい言葉で言っていますけれども、ここで言えば文京区のよさ、文京区らしさということを一応踏まえて、次の新しいことを考えようという言葉につながればなということなんです。

森田会長 ありがとうございます。

では、名方さん。

名方委員 今おっしゃられたことについてなんですけれども、佐藤さんがおっしゃられたことに比較的賛成ですけれども、おっしゃられたことというのは、文京区のよさと一見言われているんですけれども、私はそれは逆にウィークポイントだと思うんです。見た目では確かにいいんですけれども、どうしてかという、実態がない。格好はいいですよ。むしろ、手続としての区民参画を実際どうするのかと。そういうことをきちっと決めて、それをやれるような形をつくっていくということが重要だと思うんです。特に理念というのは、何か問題があったときに立ち戻って考えるところだと思うんです。そういう意味では非常に重要なんですね。だから憲法であろうか、どっちが上か下かとは別にしても。そういう意味では、実際、例えばこの間も出ていましたけれども、マンションが建って、いろいろ意見が出たときにどうするのかと。みんなで考えていこうと。確かにみんなで考えるんだけれども、その手続をどうして行って、最後にはこういう形で納得してもらおうという形を実際の上でつくっていくというか、そういう意味で理念がどんとあるというのはいいと思うんですけれども、そちらのむしろ、いかに手続として実際に区民参画をやっていくかという視点が必要かなと。だからこれを、さっきも見ていたときに、基本構想理念でも4つありますけれども、私はどういう視点で見ていたかということ、要はどちらかということと今までの古い意味での公というか官、官から、上からやりなさいという視点と、下からみずからやるんだということ、自立支援しなさいとか、区民参画しなさいという、対等な協力をつくりま

しょう。でも個人の自発性の尊重とか、そういうものが欲しいなというふうな感じが非常にしていたんで、それを実体化するために、いい憲章ができればいいのかなというふうな印象です。

森田会長 ありがとうございます。どうぞ。

松本委員 本当におっしゃるとおりです。張り切って基本構想のときから文京区らしさ、どうやったらいいか、先ほどと重複しますけれども、文化、歴史、教育、文京区らしさ、緑豊かなんが、特に言ってきたことがいつも紙の上。それで、本当に正直言わせてもらいますけれども、文京区ってこういういいものを大事にしている行政をしているとは思えないんですよ。何か言っているだけじゃだめで、やはりやらなきゃ。先ほど、区民参画と一緒に私は情報公開も言ったと思うんですが、手続上、具体的にじゃあどうしたらそれができるのか。行政とみんな協働してやっていく上には、やはり情報公開と、当然区民参画ですよ。はっきり言わせてもらいますと、区民参画という言葉は、区民にとっては上から降ってきたような感じですし、これは今の行政にとっても、喜んで取り組めるような仕組みになっていないと私は思います。行政が喜んで区民と一緒に協働できるような仕組み、それが理念につながっていくといいと思うんですけれども。もう一つ具体的なそういう行動に出られるような仕組みが必要なんじゃないかなというのは常日ごろから感じています。

森田会長 ありがとうございます。

どうぞ。

名方委員 そういう話が出たので、仕組みというよりも、これは次のところの議論になると思うんですけれども、いわゆるさっき言ったガバメントの方の裁量だと思えます。それをもっと、理念はいいんだけど、実際区民を信頼して、裁量行政をもっとやれるような形にすれば、もっともっと実質的な参画ができるよというふうに思います。

一つ例を挙げますと、先週葛飾区にたまたま仕事で行っていたんです。大きな小学校があるんですよ。入ってみたら、何かお年寄りが100人ぐらい集まっているいろいろなことをやられているんです。昼間の12時ですよ。僕もちょっと入ってみようと思って、何ですかと聞いたら、ここは廃校になったんだと。廃校になったところを老人会が使って、そのフェスティバルみたいなのをやっているんです。それはそれでぱっと出たら、その前には小学校と中学校があるんです。僕はその後ついでだから、区役所に、どうしてこうなったんですかといきさつを聞いてみたわけですよ。もともとそこは葛飾区ですから、人口がぐっと伸びていて、小学校の空き地なんかがないので、お母さん方がいろいろ地域で集まってママさんバレーとかいろいろやっていて、学校の施設を借りている伝統があったそうなんです。ですから、廃校になったときにすぐにじゃあみんな使いなさいと。僕はサッカーをやっているんで、場所を借りられないかと聞いたら、1時間150円ですって。それで借りられるんです。そういうことが文京区でできるかということ、残念ながらできません。四中の跡地にしても、空間にしてみんなが使えるようにすればいいじゃないかと言っても

そういうことがほとんどないです。公的な施設であるとか公的なところを、実際区民が何かやることに對して、公園はありますけれども、そういうことを實際行政の裁量として、区民を信賴して、こういう立派な憲章があるんだから任せてみるということをやることが実質的な進歩になるのかなという感じはするので、一言申し上げておきます。

森田会長 ありがとうございます。イメージがよくわかりました。

いかがでしょうか。

吉田委員 あえて言わせていただければ、佐藤さんが言われた区民参画であるとか、今名方さんも松本さんも言われたところ、僕は全くそれはごもつともで反対はしません。ただ、それはむしろ目的の部分なんじゃないのかなと。この区民憲章を定める、それは僕は少し理念というか、目指すものを掲げておいて、その目指すものを達成するために運営ルールとしてどういうルールがいいのかということが目的の部分であって、目的の部分に区民参画であったりガバナンスであったりということ掲げればいいんじゃないのかなというふうに思うんですが。

藤原委員 ちょっと今のを聞いていて、目的と理念というのは余り違わないような気もしているんですけども、さっき名方さんのおっしゃったことについて、やはり行政の裁量なんですけれども、行政がもっと区民の声を聞く耳を持つとか、いろいろなところから政策を取り入れると言ったら何ですけれども、区民の提案を受け入れるような仕組みをつくっていくというの、仕組みづくりですけれども、絶対必要だと思います。

さっき公的な施設のことをおっしゃっていましたが、私もけさ実はテニスの試合で竹早コートでレディース大会というのをやっていたら、区長がいらして、竹早コートは稼働率が98%ぐらいだっておっしゃる。そんなにあるのにほかに一つもないんですね、区の施設が。だからそこにいた人みんなで拍手してどこかにつくってくださいと言ったんですけども、そういうことが、例えば廃校でもいいし、どこか空き地でもいいし、目白の公務員のグラウンドを買い取るとか、あと東大の分院の跡地を買い取るとか、そんなことでも、お金の問題がかかわってくるんですけれども、やはり本当に区民の声を聞いて、政策をつくるような協働の仕組みを、本当に実質的な仕組みをつくったらいいと思うんですけども。

森田会長 ありがとうございます。理念の方は何回もという話をしましたので、これくらいでよろしいでしょうか。斎藤さん何か最後に。

斎藤副会長 議論をお聞きしてまして、少し整理が必要かなと思ったのは、区民憲章というのはあくまで条例という形で制定しますから、これは決まりなんですよ。従来の考え方と言うと、この文京区という政府と区民の間の決まりであり、そしてその区民参画という考え方を入れるとすればそれにとどまらないいろいろな主体間の決まりですから、余りに抽象的というか、これから文京区はこうありたいというもの、あるいは伝統の蓄積を生かしてどうこうというのは、決まりの内容としてはやや遠い。基本理念として据えるにしても。いろいろ目標は違うにせよ、

ではそれを達成するためには、どういう手続を踏んだらいいのか。佐藤委員がご指摘になったような、あるいはその後の議論で出てきたようなことの方が基本理念、条例に規定する基本理念としては落ちつきがいいかなという気がいたします。もちろん目的規定の中では、国の法律でも、あるいは文京区でつくられている条例でも、少しその実態というか、夢というか、そういう内容に目的が触れているところがあると思いますけれども、条例はその取り決めだということを念頭において、また基本理念の方に返ってきていただければと思います。

以上です。

森田会長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりかなと思います。憲法のイメージで言いますと、この文京区という一つの団体と言いましょか、それを維持していく、つくり上げていくための基本的な原則というのがむしろ今おっしゃった決まりという意味ではなじむのかなという気がします。これはいろいろなものがあってもいいと思います。

ここまではこれぐらいにしまして、次に進みたいと思います。区民であるとかコミュニティであるとか、非営利団体とか事業者であるとか、この部分については前から議論があったところだと思います。区民と言いましても、文京区の場合には、住民登録をして税金を払っていらっしゃる方だけを区民と言っていいかどうかという問題もありますが、ただここで何が区民だという議論をしますと、これまた大変な話になりかねませんので、そこは少し漠とした感じで、区民もそうであれば、地域の共同体としてのコミュニティもあるじゃないか。あるいは、必ずしも地域に根差さないかもしれませんけれども、そうした動きもあるような重要な役割を果たすという意味ではNPもあるではないかと、そうした観点からどういうアクターと言いましょか、そういう主役がいて、そうしてそれぞれの役割が何であって、その人たちにどういう権利や義務を考えていったらいいのかなというのが、この一つの論点になるのかなという気がいたします。

「文の京」という以上、学校がたくさんありますが、学校は事業者なんだろうとか、いろいろそういうことも気になってくるものですが、この部分についてどうぞ自由に発言ください。

斎藤副会長 この部分については、先ほど説明がありましたように、事務局の方で今まで出た議論をある程度抽出した項目内容がそれぞれついていますので、あるいはそれを一つの取っかかりに、もちろんそれはこんなのじゃだめだという観点でもいいですが、出された意見全部をここでまた混ぜ返しますともう先に進めませんので、例えば3の区民の権利、役割・義務であれば、10ページの項目内容としてこういったことが考えられるということで区民の権利、区民の役割と責務というのが載っていますし、それからコミュニティの権利、役割・責務というのであれば13ページの項目内容としてこういうことが考えられる。短いですがありますので、それこそ一つのキーワードと言いましょか、参考にしていただければと思います。

森田会長 いかがでしょうか。前のときは、たしか区民がいいか、市民がいいかという議論も

あったかと思えますし、この項目内容ですけれども、終わりの方を見ますと、事業者、非営利団体はみんな地域社会の一員としてみずからまちづくりに取り組む主体であり、まちづくりの推進に努めることということが書いてあるような気がしますので、もう少しそこは深める必要があるかなと思えますし、むしろ余り細かくNP はどうの、コミュニティはどうのというよりも、むしろこういう主体があって、それぞれどういう役割を果たすかということ、最初はふんわりとイメージをつかんでいった方がいいのかなという気もいたします。

どうぞ名方さん。

名方委員 過激な発言をしているといつも言われたんで、きょうも過激な発言であえて言いますけれども、区民がどうか、住民がどうか、市民がどうかということで、この間も議論が出たんですけれども、要するに、英語で言うとステイクホルダーみたいな、文京区に関係する利害関係者をどういうんですかという議論があるんですけれども、そこでぜひ私が言いたいのは、だれが一番優先順位が高いんですかということ、はきっちり押さえておきたいなと思うんです。これは先ほど先生がおっしゃいましたけれども、やはり何のためにこの区が運営されているのか、もちろん区民みんなと言えばみんなになるんですけれども、一番ポイントのなるのはやはり予算、お金ですよ。お金がなければこのコピーだってできないわけですよ。これはやはり納税者であると。だから区にきちっと税金を払っている人が、やはり一番の優先順位になるんだということはきっちり押さえておく必要があるんじゃないかと。そういう意味で、権利も責任も義務もありますよということではないかと思えます。ですから、本当にこういう議論をしていくと、いろいろなことが、一つだけ言いますと、例えばじゃあ文京区で、区のガバナンスをやっている方々を、半分ぐらいは文京区で税金を納めている人を選ぼうとか、そういうふうにしなさいという議論が当然出てしかるべきだと思うんですね。そういうことを言ったら何かそれは人権差別だとかいうことではなくて、文京区なんですから、むしろそういう視点をきちっと押さえているということ、ぜひどっかに入れておきたいなというふうな気がします。

森田会長 ありがとうございます。村松さんどうぞ。

村松委員 ちょっと本論から離れるんですけれども、非営利団体が文京区には60ですか、もっとあるというんですが、その名簿というか、そういうものを私正直言って存じませんし、どういふようなことをやっておられるのか、今後討論、あるいは決めていく上において、そういったことの方々も入れていかなきゃいけませんので、ひとつ次回で結構ですから、もし差し支えなければどのくらいあるのか教えていただきたい。どういふような活動をしているのか。私の地区でも2人で今度は法人で、NP にも許可したよとか、しようというような発案もありましたから、そんなような方もいらっしゃるし、もっと大きいグループもあるかと思えますが、ちょっと本論から離れますけれどもお願いいたします。

森田会長 資料要求がありましたけれども、事務局ではいかがでしょうか。

久住幹事 NP につきましては東京都で認証されていますので、東京都認証のNP が今、86団体ぐらい登録があります。一覧にして次回お示ししたいと思っております。

森田会長 いかがでしょうか。

どうぞ。

齋藤副会長 詰めなければならない論点の一つとして、区民の権利を、例えば基本的なものを規定できるとして、その裏側で、これも前回、前々回の議論で意見が出されたところだと思いますが、区民の側の役割とか責務とか、責任というものについても、規定すべきかどうかと、このあたりの議論も詰めておく必要があると思います。あくまで既に制定された事例の参考ということですが、1きょうの資料9の11ページを見ていただきますと、ニセコ町であるとか杉並区においてはこういう努力義務規定、ニセコの13条と杉並の5条は、それぞれ努めるものとするというので努力義務ですから、法的にこれがあるから何か住民が縛られるというものではないんですが、少なくとも方向としては、こういう責務規定を置くということをやっているわけです。ニセコ町の12条は、努めるものとするという文言を使っていませんが、それも法的なものかどうかというのは議論があると思いますけれども、こういったまちづくりの活動において、みずからの発言と行動に責任を持たなければいけないというようなことまで入れているということです。この点をどう考えるかというのをぜひご議論いただきたいと思います。

森田会長 いかがでしょうか。

名方委員 できるだけ明文化した方がいいと思います。ここでは、この間の先生のお話ですと、権利と義務というのは表と裏だから、どちらの側でもという話なんですけど、実体的に、例えばNP 活動なんかをして、ボランティアを雇用しているときに、全部細かく契約をつくっているんです。たとえ一回、例えば2,000円で土曜日に来てもらって、子どもの英語のクラスのときの補助をする人でも、2,000円でもかっちり契約書をつくって、あなたの責任と権限はこれですよという形にしないと、社会的な公共性のある継続的な活動は担えないという。また逆に、そこを明確にしていないと、どうしてもあいまいになっちゃうんですね。ですから、そういうのは感覚的に嫌だという、そんなことはぎすぎすした人間関係をつくるという部分もあるんでしょうけれども、明確にした方が逆に楽ですよ。私はこれをやればいいんだというふうになりますから、そういう部分で実際やっている側からすると、ここに例えば、杉並区は第5条と、行政サービスに伴う納税等の負担を分任、これは義務と言うんです、僕は権利と思っていますけれども、権利を果たすとともにというような言い方を、一つぐらい何かしら入れてもいいのかなという感じはやはりします。

森田会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

先ほど齋藤委員がおっしゃったことで、法的なという話をされましたけれども、これは若干専門的にコメントしますと、要するに、裁判所に行って、最終的には強制的に履行させられるかど



うかという話で、努めなければならないとか、行動に責任を持たなければならないということに対して、「責任を持っていない」と言って裁判所に行っても、裁判所も困るようなものについては、余り法的とは言わないという考え方もあるわけです。

ただし、別にそういうものを書いてはいけないとか、そういう話では全然ありません。ただ、性質がちょっと違っているわけで、専門家が言うところの本当の権利、法的な権利というのと、一般的に我々がきちっとわきまえておかなければならない権利とか義務というのは少し性質が違うのかなという気がします。

松本委員 確認ですけれども、最初に思ったのは、いわゆるこれもお願い条例の一つかという感じなんですけれども、そういうことですか。

斎藤副会長 お願い条例と言いますと、例えば個別の条例の中で、例えばごみについて適正に出しましょうということですか。

松本委員 そうですね、例えば緑の保護条例なんかは、素晴らしいことがいっぱい書いてあるわけですよね。でもこうしてないじゃないかといって裁判に訴えられないわけですね。ということで、いわゆるお願い条例と私は思っていますけれども。

斎藤副会長 確かに、例えばきょうの参考資料7でそのとおり委員のおっしゃるお願い条例というか、条例全体としてはいろいろな事業者に対するかっちりした法的な義務を決めていますから、区民に対してはお願いというか、依頼という形になります。

例えば、資料7の4ページ、廃棄物の処理再利用に関する条例の10条ですね。第4節という節立てになっているわけですが、区民の責務として、区民はなるべくみずから廃棄物を処分して云々、減量に努めるものとする。区の施策に協力するものとするとあります。しかし、確かに松本委員のおっしゃるように、これが具体的に果たされていないからといって、その人に何かペナルティを科すとか、そういうものは確かにこういうタイプの条文ではありません。しかし、じゃあこういうタイプの条文を定めることに全く意味がないかと言うと、この条例全体を具体化する何か仕組みをつくるときに、その住民に参画をお願いする。あるいは協力を要請するときこういう条文があると、その仕組みを動かしていくときのモチベーションになる。だから法的な義務ではないけれども、政治行政的なモーターにはなるということです。

ですから、この区民憲章において、ニセコ町や杉並区のような規定を置くということも、その後の参画の仕組みをつくるに当たっては、生きてくる場合もある。ただここであえてネガティブな面を言えば、そうやって参加したくない人を巻き込むような条文を置くのが果たしていいかどうかというのも反論としてはあるかもしれません。

それから、もう一つは、住民と、例えば行政なり事業者の間では非常に具体的に力関係が違います。そこで住民の側が、ひたすら例えば総合的視点に立てとか、公的視野に立てというようなことが言われてしまうと、そういった力関係が固定してしまうというか、言いたいことも言えな

くなってしまうのではないかとということがあります。

区民会議に先行する研究会でも、いろいろな先行する自治体の案などを見る中で、例えば公的な視点に立ってとか、参加するものとするとか、あるいは利害を離れてとか、そういう文案はあるわけですが、そういうものを入れて果たしていいかどうかというそういう問題もあるかとは思いますが。

森田会長 よろしいでしょうか。

別な言い方をしますと、この例えば区民憲章を憲法のようなものだとしますと、これはみんなはどうやってまちづくりをしていくか、この自治体をつくっていくかという約束事ですから、要するに自分に対して自分を縛るという意味でこうしなければならないとか、こうしようという書き方は多分にあると思います。裁判所に行ってやってもらうという話では必ずしもないんですけれども、その辺はなかなか微妙なところがあるということですね。

ほかの方がいかがでしょうか。

藤原委員 私はちょっと今混乱しちゃったんですけれども、「しなくてはならない」なんて書いたら参画する人がいなくなっちゃうと思うんですよ。やはり参画したい人をふやすための条例だと思うので、この条文で罰則とかをつくるのではなくて、そのそれぞれの協働の仕組みの中で、例えば契約書っておっしゃったけれどもそういうものでもいいし、取り決めでもいいし、そういうのは裁量でできると思うんですね、ただこの条例では、やはりみんなが希望を持って参加できるようにいしていくという、そっちの方が大事なんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうかね。私はちょっと素人っぽいんですけれども、やはり感覚的には非常にその辺はおかしいなという感じがします。

村松委員 今お隣でご発言があったように、住民というか、区民というか、町民と言いますが、これが積極的に、本当に行動を開始し、いろいろ協力してそういう今我々が話しているようなことをやってくればいいんですけれども、逆なんですね、何にもやりたくないという人ばかりなんです。私たち2人町会長がいますけれども、大変ですよ、町会を動かすというのは。ですけれども、そんなことを言ったら何も会議ができませんけれども、今おっしゃったように普及して、協力させていくというような観点でいかなければならないんじゃないかと思いますが、一事が万事動いてくれないですよ。住民、区民という、大きく言えば区民ですけれどもね。それだからだめということではありませんけれども、ちょっと発言させていただきました。

松本委員 今委員のおっしゃったとおりなんですけれども、もう一つ突っ込ませていただくと、たまに頑張っという人たちが自発的に出てきても、それが受け入れられるような形にもなっていない。そういうところがやはりせっかく出た芽も踏みつぶしているところがあると思います。それを、さっきから言っているのは、何か仕組みができないと、行政も手をつけられない状況だというふうに思って、区民憲章の話とは違うのかなと思いながら発言させていただきました。

た。

森田会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ佐藤さん。

佐藤委員 佐藤です。藤原委員のご意見は、参加するということは環境を整えるということであって、どちらかという権利ではないかというような意味だと思います。僕は、そういう考え方はあっていいと思うんですけども、もう一つの考え方として、参加というの、ある場面では義務的というか、参加する義務があるというふうに言い切ってしまうという考えもあると思うんです。

例えば選挙権は権利であるとともに義務であるということもありますので、僕はどちらかというと、今までも参加することはいいことだ、そういう環境を整えるべきだという議論はあったと思うんですけども、ここに来ては参加というの、ある意味義務的な面もあるということを宣言してしまうというのも一つの考え方ではないかと思います。ちょっとまだ僕の中でも整理できていないところがありますけれども。

森田会長 ありがとうございます。大変重要なご発言だったと思います。

沼沢委員 結論から言うと、やはり参加は義務的な側面もあるというふうに、実は言ってみたくらいという気持ちも、行政の一担当者としてあります。たまたま今行財政改革の素案というのを区民に示して、いろいろな意見を聞きたいという思いがあって、これはある施設について廃止をして、転換しようということになると、やはり施設を利用している人はほとんど反対の意見。逆にその施設にかかる経費が非常に区としてはばかにならない金額であって、これについて利用していない人の意見を聞きたい。実は議会からも、施設を利用していない人の区民の意見も聞いてくださいといわれています。実は我々もぜひ聞きたいんです。確かに情報公開も必要ですが、いろいろな情報もなるべくきめ細かく出すようにします。そんな実態があるので、強制にはならないけれども、ぜひいろいろな意見を言ってくださいという一つのきっかけにもなる条項もあってほしいなという気がします。

藤原委員 確かにそうです。だからそのやり方としては、行政の方に、ちゃんと意見を聴取しなきゃならないというような形でつくる方がいいんじゃないかと思います。区民に義務を課すというよりは。

名方委員 まさにそうなんです。今の沼沢さんがおっしゃられたことなんですけれども、基本的にはそれは、こういう見方もあると思うんですよね。町会長もおっしゃられましたけれども、僕なんかもいろいろ告知をしますよね。反応ないです、ほとんど。ところがよく見ていると見ていたとか、行かなかったけど知っているというのは結構いるんですよ。だから、人間が行動するまでの呼び水みたいな効果というのは相当考えている。そうすると、やり方が結構下手なんじゃないかというのが一つあります。逆に言えば市民なり区民の側からすれば、そういうことを逆に

区へ電話をして、我々こういう会をつくるから来てくださいというような運動がいっぱい出てくればいいんでしょうけれども、そういう形をつくるというためにある程度呼び水は必要だし、またそういうことがやったときに、今度は佐藤委員のさっき言ったプロセスだと思うんですよ。言ったけど言っただけでおしまいと。何らかの形でそのことがどう反映されるのか。反映されなくてもいいから議論して、ここで否決されましたということが見えるのかという公開のシステムですね。そこまで持っていかないと納得感は出ないのではないかなという感じがしますけれども。

森田会長 なるほど。

いかがでしょうか。参加しなければいけないというふうに書いてしまっているのかなという気もしますし、これは先ほどの法的なという話もあるのですけれども、「区に住んで所得のある人は税金を払うように努めなければいけない」というのではまず税金は集まりません。絶対払わなければいけないという義務にしなければいけませんし、もう一つは、次に問題になりますのは、参加しなければいけないと義務づけたときに、参加しなかった人をどういうふうにして本当に参加させることができるのか。罰金をとるのかどうするのか、そういうことができるのかどうか、それがいいことかという次の問題もある。そういうことでもやはり参加してもらわなければ困るということでしたら参加するように努めるものとするとか、努めなければならぬとあって、罰則は置いていないんですよ。自己規律にゆだねるということなんで、その辺はいろいろ書き方があります。ただ、かなり今のお話なんかですと、参加も強く義務づけるというか、担保手段はないけれども義務づけるという考え方もあり得るのかなというふうに思います。

村松委員 それで今お話のように、あれは事と次第というか、事によって義務づけられるもの、さっきおっしゃった選挙などは義務ですよ。あと、そうじゃなくてちょっと離れるかもしれないけれども、きのうなんか消防の会合がここであったんですよ。各町会から出てきて300人集まるうたって、なかなか集まってこないですよ。これは義務づけるとか命令するわけにいきませんけれども、結局300人集まったということです。そういうようなことで、場合によっては義務づけるとか命令づけられるけれども、場合によっては今言ったように行きなさいなんて言えませんしね。ですから事と次第じゃないかなと思いますけれども。

森田会長 ありがとうございます。

この辺につきましては、もう少し具体的に参加をどういう形で促すか、それをどれくらい強く義務づけるかということですし、もちろん参加をすることは権利であるということはそれほどご異論はないと思います。多分次の段階の作業になるかと思いますが、どういう参加の権利があるか、どういう義務があるかというようなことももう少しリストアップするみたいな形で、いろいろ検討していくことになると思います。

藤原委員 もちろん本当に義務づけてみんなが参加するようになれば一番いいものができるかもしれないんですけども、ただ、そうすると、すごくそれを担保する行政とかそういうところ

の効率が物すごく落ちると思うんですよね。それはだから覚悟して、どれだけでも予算を使うというんだったら、そういう規定を入れてもいいと思うんだけど、それは例えば参加がなかったらできないかというふうになっちゃうと大変なことになっちゃうかなという気もするんですけども。

森田会長 だから投票に行かなくても別に変わらないというようなことでしょうか。

藤原委員 投票というのは権利ですよ。義務じゃなくて。

森田会長 ですから、投票したいという人に、「あなたにはさせません」ということは言えないという意味で権利なんです。しかし、投票しなければいけないということではないんです。国によっては、オーストラリアなどは投票は義務づけられていますけれども、しかし投票率が余り高くないというところもあります。その辺は法律の方で斎藤先生にお伺いした方がいいのかも思いませんけれども、細かく議論していくと難しいところですけど、ただし、書き方としてかなり強く参加を促すような形でそういう義務づけと言いましょか、そういうことはあり得るとは思いますね。

佐藤委員 義務と権利というような形で少し提案をさせていただいたわけなんですけれども、僕が義務というふうに位置づけるという考え方もあるのではないかと考えた背景には、社会として、参加することに対してもう少し許容性を持ってほしい、ある種参加することは義務なんだと、したがって、社会としてもその参加することに対して許容性を持つというか理解を示すというか、そういう方向に向かってほしいなという望みがあります。文京区に住んでいても、恐らくその朝から晩まで仕事をしていて、なかなか地域の問題に参加するといっても難しいという人は多いと思うんですけれども、社会として、例えば会社であっても役所であってもいいんですけれども、例えば区の問題に参加するということも義務なんだということになれば、ある程度許容性というか理解も進むのではないかという思いもございます。

森田会長 それも大変すてきな提案だと思います。

松本委員 私は、具体的な例をちょっと挙げたかったので手を挙げました。

最初に義務と言われた言葉でぎょっとしたんです。NP の活動の前はボランティアだったんですけれども、義務系になってきたら正直言って楽しさが半減したんですよ。これは実感なんです。

でも、例えば、町会の班の役員は1年交代で、仕事はほとんど集金なんです、「ことしはあなたが班の役員です。」ということで、それはみんなの義務ですから私がお腹が大きいときもやりました。地域でお互いに、「じゃあ私が先にやるわ」というような形の中のコミュニケーションを持ちながらの義務としてやっていることです。

同じようにPTAの役員も、やりたい人は余りいなくて、あの役員は権利だと思ってやっている方はそうはいなかったのではないのでしょうか。たまたまだれも手を挙げないで時間ばかり過

ぎてしまうから、義務としてやった役員、そういうことが結局、コミュニティに参加できる一つのきっかけにもなるので、義務というのもしっかりあるのかなと、二つ具体的な例として挙げさせてもらいました。

吉田委員 何かちょっと違う方向に行っているような気がするんで、あえて発言したいのですが、私ここの区民憲章のこの項目、区民の権利、義務のところ、やはり明確にしておかなければいけないのは、やはり区民が、ここに書かれているように政策形成過程に参加する権利なんだと、それをやはりきちっと明確にまずしなきゃいけないんじゃないのかなと。当然のことながら、これは名方さんによく言われるんですけども、権利があれば義務というのは裏腹の問題であって、権利がある以上は必ずそこに義務があり、義務があればまた権利も発生するということだと思うんです。ですから大事なことは、やはり区民が政策形成過程に参加する権利があるということとをここでまず踏まえた上で、当然のことながら、やはりそれに伴う責任であったり義務であったり、私があえて政策の実行過程における参加ということを考えなくてよろしいんでしょうかということは何度か申し上げたと思うんですが、そこはまさに僕は義務であり責任というふうに考えていまして、政策形成において参加し、権利を主張する以上は、実行段階においてもやはりその責任や義務というものを負うべきなんではないだろうかというふうに考えておりまして、あえてちょっとそのことを発言しておきたいと思います。

森田会長 ありがとうございます。

仲田委員 先ほどのニセコですとか杉並の参考資料がございましたけれども、確かにその義務、つまり細則やら何やらに回すべきような細々したことを義務としてうたってもそれは受け入れられないでしょう。恐らく。区民憲章というものは、むしろ吉田委員からもありましたけれども、権利として高らかに理念を掲げるものであろうと私は思います。

それで、こういう大きな、義務ということであれば、例えばニセコにもありますけれども、行動に責任を持たなければならないとか、こういう大づかみの本当の理念的なことを義務として掲げる。それで権利を持つ以上義務が発生するんだということであれば、そこは一段落とし込んだ具体的な細則等々で、こんなような権利があり、また義務があるというようなこともそれはあるんでしょうけれども、基本理念として大きく掲げるべきは権利の部分であらうかなと思います。

須藤委員 私も同じような意見で、やはり権利というものがあって、その権利を行使したときにやはり義務というのが発生するものだと思うんです。ですから例えばこういう何か区民参画の会に参加する権利がある。参加した限りには参加した中での義務を果たさなければならないというのがおのずと出てくるわけで、まずは権利を区民に持たせるということが大事ではないかと思います。区民の義務というのは、やはり納税は義務でいいんじゃないかと思いますが、それ以外僕としては権利、区民に権利ということでもいいんじゃないかと思います。

森田会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。先ほどは義務が強調される話で、今は権利が強調される話ですけども。

名方委員 反論ではないんです。要するに、どちらの方がより効果があるかということで使い分けられればいいんじゃないかと。つまり、権利も義務も一体ですから、権利と言った方がわかりやすい、特に今までの常識の中で義務だと思っている人に対して、「これは権利だよ」と言った方が実質的には参加が出るんならば権利とさえいいし、そうでなくてやはり義務だと言わないと動かない場合は義務と。これはもうこの間の森田先生の話で僕は目からうろこだったわけですね。つまり表裏だから。それはむしろうまく使い分けられればいいのかなというふうに私は思っていますけれども。

森田会長 そう言っていたくとうれしいんですが、もう少し正確に言いますと、表裏と言いましても、ぴったりと表裏じゃなくて、ちょっとすき間があるもんですから、そこを権利で書くか義務で書くかという話であって、参加する権利はありますが、みんな権利だからって参加しないとコミュニティがだめになってしまうんですね。やはりコミュニティをやっていくためには積極的に権利を行使してもらわなくちゃいけないわけで、行使したがないことについては、ある意味で義務づけなければだめだと考えられます。そういう意味で、裏腹ということです。権利があるとぴったり同じ形で義務があるというところもあると思いますが、必ずしもそういうものとは限らないということです。今名方さんがおっしゃったように、上手に、どちらを強調するかということで、実際に条文をつくるようなときには書くことができるかなと思います。

大分権利義務の話に入って勉強してきましたが、もう一つは、ここを議論するとき、主体の問題があります。先ほど言いましたが、何が区民か。税金払っている人が優先されるべきだというのはある意味でそうなのかもしれませんけれども、子どもとかお年寄りとかがいる中で、実質的に税金を払う人なのか、所得があったら税金を払う義務がある人なのか、そういう話もあります。また文京区で物を買って消費税を払っていますし、町内会であるとか地域のコミュニティではどういう役割を果たすのかということもあれば、今はもうNP 的なものは、社会を支えるかなり重要な役割を担うものとして位置づけられておりますから、それを、区政を担う担い手の一つとして位置づけるか。どういうふうな形で位置づけていくか。また事業者という書き方をしておりますけれども、いわゆる企業もたくさんあるわけですし、そこでもいろいろな商売をされているわけですし、従業員の方もいらっしゃるし、そういうところへ人が集まってくるというのが区のにぎわいをつくり出しているのではないのでしょうか。また、逆に言いますと、いろいろな面で、区にもそれなりの負担も掛けているというところもあるわけですね。そうした主体というのを、どのように位置づけていくのか。

これだけ区外からもいろいろな形で人が入ってきて、それでこれだけのすてきな都市になっているところをどう考えるのかというのは、これはなかなか難しい問題かと思えます。ただ、やはりそういう人たちも広く区民として認めて、そういう人たちも一つの区政というか、区の担い手

というふうに考えるかどうかというのは、文京区なんかですと、かなり重要なテーマかなと思います。このことは前の研究会でも随分議論があったところですが、そちらの方のご意見を聞かせていただければと思います。

名方委員 実態で見て、要するにバランスなんですよ。いつも申し上げるのは、文京区の区民税が240億あると。そのうち50.1%は課税所得1,000万円以上の方が払っているんです。課税所得1,000万円以上というのは、わかりやすく言うと、ほとんどがいわゆる雇用者というかサラリーマンですよ。サラリーマンの、大企業であれば部長以上の人たち。大体所得としては1千4、5百万ぐらいの人が払っている。それが半分です。それを課税所得70%まで落としていくと、63.何%ですね。去年かおとしのデータで。ほとんどですね、700万というのは、大体1,100万ぐらい。もちろん計算はいろいろございますけれども、1,100万というのは大企業で言えば課長さんクラスですね。その人たちが、問題はサイレントマジョリティなんですよ。もっと言えばベットタウン、ここはベットタウンじゃないですけども、昼間は仕事をしていて、あとはお母さんに任せて何もしないという人が多いです。だからその人たちが本当に、税金を払う人たちが払うんだけれどもやるんだよと。だからそこで責任と権利が出るんです。そういう形になっていかないと、実態はなかなか難しいなと。じゃあ払っていない老人の方とかいうのは、それはそういう前提があって、そういう人たちをリスペクトとするとか、尊敬をした上で自分たちもやってもらうという形をとればいいんじゃないかというふうに思うんで、そういうことを見ると、65%もそういう人たちが払っているんならば、そういう人たちに対して、やはりそれなりにきちっと。だから僕は税務署の署長さんにも、前の斎藤さんにも言ったのは、2票よこせとか、そういうことを考えてもいいんじゃないですかと。投票権というのを、税金がある、たくさんあるといえど二つ出すとか。極論だけれども、そういうふうに何かしていかないと、なかなか本当の参画みたいなものは出てこないのかなというようなことを非常に強く感じます。

森田会長 大変はっきりしたご意見だと思いますけれども、他にいかがでございましょうか。

吉田委員 質問したいのですが、例えば区の何か施設利用のときとか、区の在住者、または勤務者に限るという条件で何か参加が認められたり、利用が認められたりということがあかなと思うんですけども、それは何か条例なり、法的な根拠があって、区分というものはされているものなんでしょうか。

久住幹事 各施設の条例がありますので、利用者についての規定がそこに入っています。

ただ、非常に限定をしているというような形、例えば保育園のような所は別ですけども、例えば図書館なんかについてはどなたでもどうぞというような形で、文京区にお住まいであってもお勤めであっても、文京区にかかわりのないたまたま通ってる方でもどうぞというような形で、広く規定しているということが基本的な部分になっていきますので、どなたかを排除してしまうというような形には基本的にはなっていないというふうに認識していただければ結構なんじゃない



かなと思っています。

沼沢委員 名方さんの発言に対してですが、昔みたいに高額納税者のみが選挙権を持つというようなのは、基本的に、民主制という点では、やはり疑問を持たざるを得ないですね。先ほど名方さんも説明された中と同じになるんでしょうけれども、納税者、これは全員が納税者ではないんですが、文京区民の納税者の中の13%が税額の65%を納めているんです。この文京区というのは、ある意味で非常に富裕層が多いということだと思っただけですね。貧富の差が激しいということではなくて、富裕層が多いというふうに分けていいと思っています。しかし、そこを余り強調すると、税金を納めていない人に対して冷たくするのかというような反発も出るところだと思います。

一方で、税ではなくて、使用料手数料の話になりますとこれは今行革で収入増も考えるという意見が、説明会なんか行くと出てきます。新しい税をつくるとなると、これは広く薄く文京区民だけのうち、例えば人頭税みたいなことはとても考えにくいですね。そうすると、ある施設を利用する人についての利用料を少し上げますよと。実質的にかかっている経費の負担割合を高めると。このこと自体もいろいろ反対が出ますね。そこら辺を考えると、投票権が2倍ということよりは、もうちょっと施設を利用して、特定の受益に対して、もう少し負担をしてもらおうということでの公平性を担保すれば不公平感というのをもう少し緩和できるんじゃないかなという気がします。不公平感から端を発して、選挙権が2倍ということと言われたと思うんですが、受益と負担という関係をというふうにもう少しとらえ直してみると、違った考え方があり得るのではないかなと思います。

それで、これも逆に言うと、松本さんが最初に言われた理念のところ、情報公開の仕方、いろいろ区も工夫しているつもりですが、まだ足りないのかなという気もします。それが逆に言うと理念だとか区民の権利義務だとかということにどこかつながるような内容じゃないかなと思います。

名方委員 反論するわけじゃないですけども、私が言いたいのは、意識改革をしないと変わらないということなんです。

どうしてかと言うと、日本の企業が100万社あるとして、実質的には8割が赤字なんです。NPO、ノンプロフィットオーガニゼーションなんです。日本全体がノンプロフィットオーガニゼーションなわけです。どうしているか。大企業と一部の人が払っているのをみんなで寄ってたかって補助金もらってやるのが今の日本なんです。それを、大企業がそうやって払った税金をみんなが橋ついたりやっているのが現実なんです。そこを変えていかないといけないんじゃないかなというためには、ある程度極論だけれども言って、どうなんですかということからしていかないと、変わっていかないとかなんかというふうな思うんです。だから僕なんかは49で会社やめて、自分の会社をつくってみて思って、ですから出資した人に対しては10%の配当を、これは2

年連続してやりましたけれども、みんな言われましたよ、何でそんなばかなことをするのと言うんです。赤字法人にしておいた方がはるかにあなた得でしょうと。それでどうするのかという、自分の給料は高くしておく。会社には貸し付けておく。そうしたらそちらの方が税金が減る。僕は反対に自分の給料を半分に下げましたよ。それで会社の利益を出します。それで税金をちゃんと払いました。それが民主主義の原則だろうと。自分としてはきちっとお上に対して、お上というか社会に対して税金を払う。そのかわり言いたいことは言うというふうにしていかなければ、ガバナンスも何もないでしょうと。そういう人たちがふえていかなきゃいけない。だからそれは、7割の人たちがあえて赤字法人にしている。そういう日本の社会を、意識を変えなきゃ、全く幾らいろいろなことをやってメニューを変えてもという視点で私は申し上げているんです。

齋藤副会長 法律的というか、憲法的には住民である以上与えられている権利、あるいは国民である以上持っている権利というのを、これを区民憲章や基本条例で切り下げるとするのはできませんし、それは理想的にも問題だと思います。そうではなくて、じゃあ区民憲章で従来ある部分にプラスアルファする部分について、何か受益と負担の関係で少しめり張りをつけられないかという、あり得ることではあるかと思います。広く言えば、参加すると何かいいことがあるよということは確かに強調する必要があると思いますね。それは先ほどの議論の最初に出たように、住民一般として義務づけるなどという、確かにそうです。これ以上何をやらなきゃならないのか。これだけいろいろ負担しているのにということになりますから、参加するといいことがあるということは確かに強調していく必要があると思います。

森田会長 時間も一応8時半で、あと15分ぐらいということですよ。だんだん盛り上がってまいりましたけれども、いかがでしょうか。まだご発言のない方いらっしゃいますか。

何度でも結構です。どうぞ。

藤原委員 どう言ったらいいかわからなくて黙っていたんですけども、参加することによっていいことがあるというのは大切なことだと思うんです。そうじゃないと参加したくないですから、やはり自分たちの町で自分たちでデザインできるというのはやはりいいことじゃないかと思うんですけども、ただ、それは住民であればだれでもやっていいことだと思っていますので、納税とかそういうところと結びつけるのは、ちょっと私はもう、何と言ったらいいかわからないんですけども、たんともないような気もするんですけども。ただ、子供だって、働いていない人だって、今税金というのは家族の単位で払っているわけだから、じゃあ親が払っていなかったらどうだということになったら嫌だし、やはりすごく問題があるのではないかと思います。

吉田委員 逆に森田先生に質問するのですが、先生が言わんとしていることは、つまり、参加資格、ここの区民として、政策形成に参加できる区民の範囲というか、それを決めておく必要があるんじゃないかということで、つまり住民であったり勤労学生、いろいろな昼間の住人であったり事業者であったり、そういうことをおっしゃろうとしているんでしょうか。

森田会長 ですから今のところは、住民、税金を払っているかどうかはともかくとして、実際に住民登録している人はここで区長さんと各議会議員の選挙権を持つという形で、それで住民という形で正式に参加できるわけです。私もそうですが、勤務地は文京区内にあります、現住所はほかのところに置いているわけです。税金も払っていませんし、一票は持っていません。しかしながら、やはり町を歩いていると、ここをもっとこうしてほしいと。一日の大半を過ごしていますので何か言わせてほしい。そういう人たちがかなり文京区にはいらっしやるんじゃないか。そういう人たちは、やはり今の制度のもとで税金を払って登録しろとか、暮らしている時間にに応じて税金を分けるということではできませんが、やはりそういう人たちの声というものはそれなりに政策形成に反映されるべきではないか。逆に言いますと、当然そうである以上は何らかの町のために協力をするということがあってしかるべきではないか。そういう人たちの声を聞いていくなど、税金を払っている人と違う形での参加というものはあるのではないかなということなんです。そのことは前から議論に出ておりますし、特に、文京区などでは、いわゆる昼間人口と言われる人たちが夜間人口よりはるかに多いわけです。

もう一つ言いますと、例えばボランティアのNP にしても、福祉、教育、そのほかの環境保護でもそうですけれども、要するに、行政がやらなければならないような仕事を、ある意味で一端を担っていらっしやるわけですね。そういうふうにも考えられる。そうした場合に、そういう人たちが行政と同じような仕事をするときに、私たちはこうやった方がいいのではないかという発言を認めてもいいのではないかと思いますし、裏返して言いますと、そういうボランティアの活動があるから、みんないい町、社会になっているわけです。それがなかったとしたらこれは税金を払って行政がやらなくちゃいけない。そういう人たちは税金をまけてあげたらというのが例のNP 法で問題になったわけですが、そういうことを考えたときに、民間企業もそうですし、やはりみんなこの地域社会をつくっている人たちではないか。しかし、正式に一票持って投票できないという人たちもいる。税金の方は法人でも払えます。そういうことを考えたときに、全てについて同じにとは言いませんけれども、そういう人たちも何らかのメンバーシップを認めてあげていいのではないか。文京区をよくしようと思っても、そういう人たちを「あなた方はよそ者ですよ」という形で疎外していて、果たしていいのでしょうかということなんです。

吉田委員 ということであればもう答えははっきりしていると思います。私ももちろんその住民だけじゃなくて、できる限り範囲を広く構えていいんじゃないかなと。つまりそれを制限する要素こそ、逆にさっき出た義務というところであって、極端な話、文京区をよくしたいという気持ちのある志を持った人であれば、だれでも主張、参加できる権利があっがいいんじゃないかなと。これはちょっと極論ですかね、そこまでいっちゃうと。住民であるとか、あるいは住民はもとより今言いました、昼間の勤務者、学生、事業者はもちろんのこと、NP 団体関係で本部があるところなんかは、もうこれは当然のことだと思いますし、そこにかかわる人たちが参加する

権利というか、参加資格があるということによろしいと僕は思いますけれども。

森田会長 ありがとうございます。

文京区のようなところでそういう参加の主体を広げるという発想は、皆さん比較的受け入れていただけたと思いますけれども、そうなりますとどこまで、そしてどういう権利と義務という話を考えたときにここから突然難しくなりますね。

これまでのご議論でも、NP とかこんないろいろなことをやっているじゃないかと、そういうお話はあるわけですが、どういう形できちっと参加していただくということが可能か。ここでは、事務局の整理ですと、コミュニティというのは、町内会とか地域社会ですから、これは文京区という区域の中ですけれども、NP とか事業者というのは、たまたまここに活動の場とオフィスがあるかもしれませんが、文京区と台東区とまたがって活動しているNP もあると思うんです。そういう団体はどう考えるのかということは、簡単に答えが出る話ではないんですけれども、やはりそういう人たちも参加していただかなければいけないし、しかし、ある程度線を引かなければいけないというときにどう考えるかという問題かなと思います。

高北委員 今のお話ですけれども、ですけれども実際には、NP もボランティアも自分の区でないと活動している人も、区外の方が文京区で活動してくださっている方も、実質的にはいらっしゃるわけですね。そうするとこれからの社会では、当然ながら参加をしていくための権利は認めて当たり前だというふうに思います。

私も、文京区民でありながら他区でNPOのボランティアをやっております。そして、文京区の中の地域の活動もやっております。その活動の中には他区の方も入っております。そして、これからはそういったいろいろなところの人たちが入り込んできて、お互いの情報を縦横に、また左右にですか、横断的にコミュニティを組みながら活動していくということが一番望ましいのではないかと。そのために参加をできる権利だけはあっていいのではないかとというふうに思います。

森田会長 ありがとうございます。

これはなかなか議論しても、そう答えが出ない話かと思えますし、考えれば考えるほど悩ましい話でもあると思いますが、そういう問題があるということと、どこかで何かの線を引くということの手がかりみたいなものがあるのかなという気がします。次のステップとしてはそういう観点から、どこかほかで何かそういうことを書いているものとかいろいろ参考にしながら、もう少し具体的な範囲とか、権利などを決めていくのかなという気がします

藤原委員 私、どこかでニセコの条例を参考にしたらどうかという意見を出したんですが、ニセコも割と外からの観光客とかファンが多いところで、文京区もある意味ではファンが多いところだと思うので、そういう意味で外からこの町をよくしたいという視点を参考にするというか取り入れるような姿勢は欲しいと思うんです。ただ事業者というのが、ちょっと、どういうふうな権利で入ってくるかよくわからないんですが、例えばまちづくりなんかだと、ディベロッパーな

んていう建設会社とかがまちづくりをする場合に、やはり住民と結構問題があることが多いので、その部分はかなり慎重に決めておきたいという気もするんですけども、やはり住民が、住民票とか納税とかは別にして、住んでいる人がやはり優先、事業をそこでして利益を上げようとしていいる人に対しては優先するような規定がほしいというふうには思うんですけども。どういうふうに具体的にしたらいいのかはちょっとわからないです。

斎藤副会長 杉並区の場合は、例えば事業者について、資料の9号の18ページですか、事業者の権利及び責務という形で規定をして、そこだけだとわからないんですが、第4条1項に規定する権利を持つというのは、10ページに戻っていただくと、基本的に区民の参画権、それから情報を知る権利は事業者も持つけれども、18ページに戻っていただくと、後半で、住環境に配慮しとか、地域社会との調和を図りということ、これも努力義務ですけども入れて、今藤原委員がおっしゃったような懸念といいますか、それにある程度は政策的に答えようとしているということです。ただ、ほかのそれこそ主体、在勤者とか、あるいはきょう森田会長の方から出ました学校でありますとか子供というような主体が、それぞれ具体的にどういう権利を持ってどういう手続になるのかということ、この条例で規定し切れるのか、それとも個別の条例の話になるのかという問題が出てくるとは思いますが。

藤原委員 個別の方がいいように思うんですけども、ただ、いろいろな、それこそさっきおっしゃったマルチステイクホルダーの人たちが、同じテーブルで、同じ場で話し合うというかそういう場を、やはり何かで保障した方がいいかなというふうに思います。

森田会長 ありがとうございます。

そう言っている間にあと5分ぐらいになりましたけれども、なかなかこれをまとめるのは難しいと思いますので、大体皆さんいろいろなご意見があるということと、そうは言っても断固として住民登録をした人だけでいいというご意見はなかったのではないかなと思います。それを前提に杉並も、ニセコもそうですし、まだこの類の条例を検討しているところもあるかと思しますので、そういうものも参考にしながら、次のステップはどうするかということはまた事務局とご相談させていただきたいと思います。そこから今度は次に具体化して、どういう形でそれを決めたらいいのかと、非常に大ざっぱに書いておいて、あとは個別的な条例というご提案も最後に出ましたけれども、そういうことも含めて検討するということがいかかだと思います。

最後に何かございますでしょうか。

藤原委員 私たちのグループで、今松本さんたちにも声をかけているんですが、自主学習会を開こうと思っているんです。それはなぜかということ、ガバナンスというのが、私の所属している団体とかで非常にわかりにくいと言われて、私が幾ら説明してもわからない。だれかもっとわかる人の話も聞きたいし、もう少し、どういう議論が起こっているかも知りたいから学習会をしたらどうかという話がありまして、何人か、私が連絡をとれる範囲で呼びかけたら、やりましょ

とってくださる方がいたので、10月30日の夜に、茗台のボランティア活動室で学習会をすることにしました。それで、もしよろしければ、今配りますので、どうぞ参加して、皆さんで意見を戦わせていただきたいと思いますと思うんですけども、回していただけますか。

きょうは今井委員がいらしていないんですが、実はそのことをおっしゃっていた方は商工会議所の方で、商工会議所で今井委員が会議でご説明なさったそうなんですが、わからなかったという意見がありまして、それで久住課長にご相談してやらせていただくことにしたんですが、ぜひ参加していただきたいと思います。お忙しいでしょうが、もし、可能であれば、先生方もよろしかったら。

森田会長 ぜひそういうところでいい提案があったら、また積極的に反映させていただきたいと思います。

それでは、大体よろしゅうございますでしょうか。ほぼ予定された時間がまいりまして、ご協力ありがとうございました。

それでは、次回の日程についてお諮りしたいと思います。早目に調整させていただきたいと思います。これは事務局の方からご提案いただけますでしょうか。

久住幹事 次回ですが、木曜日ということですとお願ひしてきております。日程の関係で、できれば11月13日でお願ひできればということで、会長、副会長にも聞いてございます。

よろしゅうございますか。

それでは11月につきましては13日の木曜日、この場所で同時刻ということで開催いたします。また別途ご連絡は差し上げますので、よろしくお願ひします。

松本委員 その日、私は何とか大丈夫なんですけれども、きょうご欠席の方、1回出そびれちゃうと、何かその後の都合も言えなくてずっと続けてお休みせざるを得なくなることもあるかと思うので、その辺もちょっと配慮していただいたらいいかなと思います。

森田会長 では一応その日にしておいて、事務局の方でもう一度皆さんの都合を確認していただいて、どうしても大勢の方が非常に不都合であればまたご検討いただくこともあり得るかと思ひますし、それ以外でも、どういう議論が行われたかということ、その次の会の際に参加していただけるように調整をお願ひしたいと思ひます。

久住幹事 わかりました。

できれば、これは予定ということで、12月、年末を控えて皆様方もお忙しいと思ひますので、大体予定として入れたいと思ひております。本日お休みの方もいらっしゃいますので、次回もう一度確認をさせていただくことにしたいと思ひますけれども、一応12月は、余り年が押し迫ってもということで、第2木曜日の11日を予定したいというふうにご願ひしますので、できましたらそちらで調整をお願ひします。

森田会長 菅沼さん、両方とも難しゅうございますか。

菅沼委員 木曜日だとちょっと……。

森田会長 そうですか。ずっと木曜日なものだから、そのときは、できれば事前にご意見その他ございましたら、事務局の方へでもお伝えいただければと思います。

佐藤委員 すみません。事務局の方に質問なんですけれども、今後の議論していくスケジュールというか、どの段階で素案が出るとか、その辺をお聞きしたいなと思うんですが。

久住幹事 当初、第1回のときにお示ししたのは、12月ぐらいに素案をつくらうということだったのですが、前に一回、フリーディスカッションを多く持っていますので、できましたら年内12月の終わりぐらいには素案ということで皆様にお示しをして、今度冬休みの宿題ということで考えていただければ非常にありがたいです。

それで、今ご意見をいただいておりますので、先ほどちょっと会長副会長ともお話をさせていただいたんですが、ぜひこのメンバーの方で、今は皆さんのご意見を聞いている段階でございますので、こういうような文言、もしくはこういうような方向にした方がいいのではないかというような、中間のまとめになりますか、まとめの素案をつくる別途会議を何回か、有志の方でもってつくっていったら一番ありがたいなというふうに考えております。この会議だけではなかなかまとめるというのは難しいというふうに考えてございますので、どこかまた時間を別途、この会議の有志ということで、その素案の基礎をする形をどこかでとりたいなと考えております。

次回ぐらいまでいったところでご意見をいただきまして、次回以降、ですから11月の13日以降にそういった会合を持たせていただいて、12月11日になりますか、もう少し先になるかちょっとわかりませんが、できているところまででもそういったものをつくって、お示しをしたいというふうに考えてございます。

事務局としてはそのような考えを持っているところです。

松本委員 この資料、今回も前回の資料も、すばらしく事務局の方のご苦勞が忍ばれる資料をつくってくださっていて、私はちょっと感激しているんです。今のお話のようにまたお仕事を増やすようなことにしてくださるようで、その辺もすごくありがたいことだなと思っております。副会長に自分の宿題にしたいなと思って質問なんです、さきほどおっしゃった、具体的にこの辺の項目がもう少し議論が必要なんじゃないかと思っていらっしゃるところを教えていただきたいと思います。

斎藤副会長 今現在で言えば、次に議論するのは、この資料の項目で言うと7以降ということになりますね。ですからそのところについて、今までの、例えば研究会の資料でありますとかそれ以前の文京区の構想等々を参考にして、ご意見を次回に向けて準備していただければありがたいと思います。それでまた最後に基本理念なりに戻ってくるということですね。もちろん、きょう区民以外の権利義務について少し詰められなかった部分が残っていると考えると、事業者とか在勤者についてどうか、その部分もそうだと思います。

松本委員 どうもありがとうございました。

森田会長 今のご質問で思いついたことを言わせていただきますと、一つは、区とか区議会がどうあるべきなのかというような話が一つと、もう一つは、先ほどもございましたけれども、単なる情報公開ではなく、もっとどんどん積極的にとありましたけれども、そうした区と区民の関係、情報公開であるとか参画とかを含めてですけれども、それがどうあるべきなのか、あった方がいいのかと。そういうことが次の課題になるかなと思っておりますので、きょうの斎藤さんの最初の段取りからいくとそういう気がします。

斎藤副会長 あともう一つ落としてしまったのは、最初の説明がありましたこの資料第9の最後ですね。47ページで、ここで上がっていない項目でぜひこれが要るとかそういうのがあれば、ぜひまたお考えいただきたいと思います。

森田会長 それでは、ほぼ時間どおりですから、よろしゅうございますでしょうか。

では、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。またよろしく願いいたします。

「閉 会」(20:35)